平成２２年（フ）第１７４３０号
東京都西東京市南町１丁目８－５－105
債務者　藤本　大介
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４３４号
東京都八王子市大和田町１丁目１－１－1010
債務者　竹内タミ子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４３５号
東京都練馬区田柄２丁目６－17－203
債務者　窪田　郁子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４３７号
東京都大田区仲六郷２丁目18－18－203
債務者　野口裕一朗（旧姓本山）
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４３８号
千葉県松戸市小金きよしケ丘４丁目９－33
債務者　川上　雄大
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４４１号
東京都大田区萩中３丁目29－16－202
債務者　若山　忠男
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４４４号
東京都足立区青井２丁目19－12－103
債務者　鳥海　宏美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４４６号
東京都豊島区西池袋４丁目19－８－309
債務者　臼井　尚徳
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４４９号
東京都大田区南六郷１丁目７－３　杉山方201
債務者　高梨　芳明
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４５０号
埼玉県八潮市大字垳535－66
債務者　田邉　政子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４５２号
東京都文京区大塚５丁目21－２　陽だまりの詩Ｔ－６　101
債務者　砂田　直輝
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４５３号
埼玉県蓮田市大字黒浜3972－16
債務者　住林　和子（旧姓徳久）
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４５４号
東京都調布市下石原１丁目42－１－303
債務者　大川菜穂美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４５５号
東京都新宿区北新宿４丁目４－１－903
債務者　横山　智子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４５６号
神奈川県相模原市南区旭町23－10－107
債務者　山本　恭子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４６３号
神奈川県川崎市高津区下作延２丁目15－５－202
債務者　祖父江浩代
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部